

【香芝市コミュニティバス】障害のあるかたに対する運賃免除のご案内

令和8年7月1日（水）から、以下の障害者手帳をお持ちのかたが介助者を伴って乗車される場合、本人の運賃が免除されます。

1 対象となるかた

- (1) 身体障害者手帳第1種をお持ちのかた
- (2) 療育手帳第1種をお持ちのかた
- (3) 精神障害者保健福祉手帳第1種をお持ちのかた

2 免除の条件

- (1) 介助者を伴って乗車すること
- (2) 乗車時に手帳を提示すること

3 注意点

ご本人のみのご乗車や、手帳の提示がない場合は免除が適用されません。

免除となるのは、障害者手帳をお持ちのご本人のみとなります。介助者は運賃が必要です。